

# COVID-19（新型コロナウイルス感染症）感染拡大による経済的影響の緩和に関する

## ASEAN+3 経済大臣共同声明（仮訳）

2020年6月4日

1. 日中韓及び ASEAN の経済大臣は、この地域及び世界中の人々の生活に影響を及ぼしている COVID-19 感染拡大に深刻な懸念を表明するとともに、感染拡大により失われた命や苦難に深い哀悼の意を表す。閣僚は、感染拡大が可能な限り早期に阻止されることを期待し、各国及び地域における感染拡大の経済影響を緩和するために、協調して対応することへのコミットメントを表明する。
2. 閣僚は、COVID-19 感染拡大の経済影響を緩和するために、ASEAN が域外のパートナーや国際社会との協力を追求する準備ができていることを歓迎する。閣僚は、地域のサプライチェーン、金融市場、人的資本に影響を与えてきた経済の混乱といった、COVID-19 感染拡大が人々に及ぼした悪影響に対処すべく、集中的かつ協調した取組が緊急に必要なとされていることを認識する。
3. 閣僚は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関する ASEAN+3 特別首脳会議の共同声明に促され、首脳の指示を具体的な行動に繋げるべく、必要な次なるステップを取ることに合意した。
4. 閣僚は、地域のサプライチェーンの強靱性や持続可能性を強化し、モノやサービスの必要な流れを維持するために、貿易・投資に対する市場の開放性を維持することの重要性を再認識する。閣僚は、世界貿易機関（WTO）によってカバーされ

る取極め下での権利及び義務と整合的な形で、食料、日用品、医療品といった必要不可欠な物資の域内での円滑な流れに影響を及ぼし得る不必要な措置を講じないことに合意し、既存の WTO ルールを遵守してすべての貿易制限措置を通報する。閣僚はまた、特に必要不可欠なモノやサービスのため、モノやサービスの貿易の流れを継続的に確保するよう、最大限の努力をすることへのコミットメントを表明する。

5. 閣僚は、特にサプライチェーンにおけるモノやサービスの円滑な流通を妨げるような非関税障壁に引き続き対処する。COVID-19 感染拡大に対応するための目的に沿って、閣僚は、公衆衛生の緊急対応に必要とされるモノやサービスの越境移動を制限する措置が、域内の貿易を不必要に制限しないよう、的を絞って、目的に照らし相応で、透明かつ一時的なものであり、WTO ルールに整合的であることを確認する。閣僚は、この危機からの経済回復を促進する取組を追求するよう奨励する。
6. 閣僚は、ビジネス関係者による国境を越えた必要不可欠な移動を促進する重要性を認識し、例外的かつ各国政策や法規制に沿った形で、感染拡大時のウイルスの蔓延を防止し公衆衛生を守るための努力を損なうことなく、世界的な保健面での危機時において越境移動を許容する関連の指針を、国レベルでかつ自発的に策定することを各国政府に促す。
7. 閣僚は、緊急時に地域で起こり得る食料不足を克服し、食糧安全保障の確保を支援するため、アセアン+3 緊急米備蓄 (APTERR) の効果的な活用に向けた努力を

歓迎する。閣僚はまた、必要不可欠な医療物資の地域における備蓄の可能性を追求するイニシアティブを支援するため、こうした物資の生産や貿易に関する情報交換に努める。

8. 閣僚は、特に中小企業・小規模事業者や脆弱な経済セクターといった事業者を支援する。閣僚は、COVID-19 感染拡大下において、操業を継続し、新たなニーズに沿うよう自らのキャパシティを新たな目的に供することが可能となるよう、事業者がデジタル経済や技術を活用することを奨励する。閣僚は、国内的及び国際的な法的枠組みの双方を尊重しながら、デジタル経済の発展のために電子的手段による情報及びデータの越境移転を促進すること、並びにデジタル経済における消費者及びビジネスの信頼を強化することの重要性を強調し、WTO で現在進行中の電子商取引に関する交渉を支持する。
9. 閣僚は、COVID-19 感染拡大による経済活動への悪影響に対処するための政策や計画に関するベストプラクティスについて知見を共有・交換することを歓迎する。閣僚は、地域において、特に COVID-19 に対して取られる予防、緩和、是正のための措置といった情報、経験、ベストプラクティスの共有・交換を促進・強化するため、SEOM+3（ASEAN+3 高級経済実務者会合）といった既存の枠組を活用・強化する。閣僚は、各国の高級実務者が、公表された際に政策を共有するとともに、これらの施策の経時的な影響を相互に通知するよう奨励する。これにより、ある国における長所や知見を地域全体のベストプラクティスに転化することも可能になろう。こうした取組には、COVID-19 の影響に苦しんでいる事業者、

特に中小企業・小規模事業者への刺激策や支援策といった、企業の自信を高めるものが含まれる。

10. 閣僚は、世界税関機構（WCO）の基準及び勧告並びに WTO 貿易円滑化協定の規定を考慮に入れ、特に陸上の国境における貿易円滑化の取組の促進を継続するために、とりわけ税関当局間での緊密な協力を促す。閣僚は、越境貿易の発展の円滑化及び促進のため、国境における関連手続を加速させるよう、グローバル及び地域のサプライチェーンにおける全てのパートナーとの緊密な協働を続ける。
11. 閣僚は、地域における感染収束後の回復に向けた協調の強化、地域経済の安定性や強靱性の改善に向けたモノやサービスの製造・サプライチェーンの安定化、成長及び連結性の回復、将来の地域内外の危機に対してより一層強靱かつ持続可能な製造・サプライチェーンの構築のために、既存の ASEAN+3 枠組の下でのサプライチェーン連結性改善に向けた 10+3 協力における共同研究といったイニシアティブを特定し追求するよう、実務者に指示する。
12. 閣僚は、とりわけ貿易障壁への対処、貿易・投資の促進、協力分野の拡大を通じて、地域の貿易や経済協力を強化することで、地域の経済成長の回復のために協働する。閣僚は、地域経済統合をより高いレベルに到達させる取組の一環として、2019 年に発出された東アジア地域包括的経済連携（RCEP）の共同首脳声明で指示されたとおり、2020 年における RCEP 協定の署名及びインドの未解決の課題を相互に満足する形で解決するべくともに取り組むことにコミットし続ける。

\*\*\*